

介護職員の宿舍施設整備事業概要について

<趣旨>

介護人材（外国人を含む。）を確保するため、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とし、下記対象施設等の事業者が当該施設等に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舍を整備するための費用の一部を支援する事業。

<対象施設等>

- （ア）特別養護老人ホーム
- （イ）介護老人保健施設
- （ウ）介護医療院
- （エ）ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- （オ）認知症高齢者グループホーム
- （カ）小規模多機能型居宅介護事業所
- （キ）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- （ク）看護小規模多機能型居宅介護事業所
- （ケ）介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

<補助率・対象経費>

1 対象施設等	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス(※) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム(※)	対象施設等に勤務する職員数分の定員規模までであって、介護職員1定員あたりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。） 33㎡以下	1/3	対象施設等の職員の宿舍の整備（宿舍の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費。 ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 なお、次に掲げる事業等は補助の対象とはならない。 ・既に実施している事業 ・土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業 ・設備整備に係る経費 ・車庫及び倉庫の建設にかかる費用

※ケアハウスは特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの、介護付きホームは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。

＜事業の詳細＞

- ・ 宿舍の定員規模や設備（居室類型、1人あたりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。
- ・ 家賃設定は、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の実情を勘案し近傍類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- ・ 設置場所は、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- ・ 入居者は、対象施設等に勤務する職員でなければならないが、当該施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等や当該施設等以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。
- ・ 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舍の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舍所有者から宿舍を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

＜整備区分・整備内容＞

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舍を整備すること ※空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舍を整備する事業を含む。 ※空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舍を整備する事業を含む。
増築	既存の宿舍の現在定員の増員を図るための整備をすること
改築	既存の宿舍を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舍を整備すること。（一部改築を含む。） ※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舍を移転して改築することを含む。この場合、既存宿舍を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舍を取り壊して、新たに宿舍を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※1、※2 について同上
改修	既存の宿舍を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

※内容につきましては変更される可能性がありますので、ご了承ください。